

## 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の策定作業 における統計調査の民間事業者の活用についての検討状況

- 1 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（基本計画）について  
新統計法第4条に基づき、総務大臣（政策統括官（統計基準担当））は、統計委員会の意見を聴いて、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないことになっている。

このため、20年1月21日付けで、総務大臣から諮問第4号「公的統計の整備に関する基本的な計画について」が諮問され、現在、統計委員会でその答申に向けて審議が行われている。

審議は、同委員会に設置された基本計画部会の下でテーマごとに4つのワーキンググループにおいて実施された。

各ワーキンググループでの審議結果は、報告書の形でとりまとめられ、内閣府のホームページ（<http://www5.cao.go.jp/statistics/report/report.html#1>）に公表されている。

民間事業者の活用（民間開放や民間委託など民間事業者を活用する施策をすべて含む概念）については、第4ワーキンググループで審議された。

- 2 第4ワーキンググループ報告書のうち、民間事業者の活用の在り方に関する部分の概要は以下のとおり。

### 2 民間事業者の活用の在り方

「郵送による実査」業務、「照会対応」業務等民間事業者のノウハウやリソースが活用できる業務については、積極的に民間事業者を活用

国の統計調査の母集団フレームの提供を目的とした調査や調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査に係る「調査員による実査」業務での活用については、その可能性を慎重かつ十分に検討

「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し、統計調査の実施プロセスの管理、受託事業者への事業完了報告書の作成の明示等の措置を反映

統計の品質に係る指標及び統計調査の実施プロセスの管理方法についての検討の場を設置

統計調査業務に係る民間事業者の団体との意見交換等を通じて、民間事業者の履行能力の実態把握等を行い、これらの情報の共有化を図るための場を設置 等

- 3 今後は、引き続きこれらの報告書を踏まえつつ、年末の答申に向けて本委員会及び基本計画部会において審議が行われる予定。

（スケジュール）

|          |            |
|----------|------------|
| 平成20年10月 | 基本計画(中間報告) |
| 12月      | “(答申)”     |
| 21年春     | “(閣議決定)”   |